

非常災害対策マニュアル

事業所名：児童発達支援・放課後等デイサービス翔はばたき

事業所名：自立支援生活の場翼つばさ

非常災害について

非常災害は思わぬ時に思わぬ規模で生じ、未然に防ぐことはできないものです。

未然に防ぐことができないからこそ、普段から意識しておき、いざ発生したときに、焦らず行動することが大切になります。

1. 通常時から行う災害対策

【火気設備器具について】

- ① 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないようにすること。
- ② 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れる時は、必ず消すようにすること。
- ③ 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないようにすること。
- ④ 地震時には、火気設備器具の即時使用を中止すること。
- ⑤ 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認すること。

【喫煙について】

- ① 事業所は、原則禁煙です。
喫煙を行う場合は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙すること。
- ② タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないようにすること。
- ③ 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実にを行うこと。

【避難施設の維持管理について】

- ① 避難口、廊下、階段、避難道路には避難障害となる設備を設けたり、物品置いたりしないこ

と。

- ② 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないようにすること。

【放火防止対策について】

- ① 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないようにすること。
- ② 倉庫、更衣室などがある場合、使用しない時は、施錠しておくこと。
- ③ ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行くこと。
- ④ 事業所外の不審者に対しては、注意を払っておくこと。

【火災時対応】

- ① 通報連絡
 - ・ **119番通報します**（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
 - ・ 管理者に連絡し、指示を受けるようにすること。
- ② 消火活動
 - ・ 消火器を使って、消火活動を行う。
- ③ 避難誘導
 - ・ 避難口（出入り口）を開放し、避難口まで利用児を誘導すること。

【災害に備えた準備品】

- ① 非常食：3日分程度（火を通さなくても食べられるもの）。
- ② 飲料水：一人あたり、1.5リットルのペットボトル2本分。
- ③ 携帯ラジオ：AMとFMの両方を聞けるもの。
- ④ 懐中電灯：予備の電池も用意しておくこと。

【地震時の対応】

- ① まず身の安全を図るようにする。
 - ・ 蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れること。

② 火の始末を行う。

- ・揺れを感じたら、火気設備器具の近くにいる者は、すぐに火を消すこと。

2 地震対応マニュアル

経過	行動
<p>地震発生 ※1分程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 身を守る <ul style="list-style-type: none"> ・ 室内では、家具や冷蔵庫などから離れて、机やテーブルなどの下にもぐる。 ・ 屋外では、塀やビルのそばから離れる ★ すばやく火の始末をする <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声で「火を消せ」と叫ぶ ・ 初期消火のチャンスは3回です。 <ol style="list-style-type: none"> ①地震の揺れ始め ②揺れがおさまった時 ③出火直後 ①の時は無理をせずに安全確保を優先します。 ・ ガスの元栓を締める ★ 脱出口の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア、窓を開けて出入り口の確保をする ★ 傾斜地では安全な場所へ避難する
<p>揺れが収まったら ※2～3分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 出火したら消火 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスコンロ、ストーブ、タバコの火などを消す ★ 家族の安全を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒れた家具などの下敷きになっていないか確認 ★ 靴を履く ★ 外に出る時は慌てずに <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀、自動販売機、川などには近づかない
<p>みんなの無事を確認。火災の発生を防ぐ ※3～4分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 行方不明者やけが人がいないか確認 ★ 漏電・ガス漏れに注意 ★ 火災が発生した時は大声で知らせる ★ 電話は、消防車や救急車を呼ぶ時など、緊急連絡を優先する
<p>ラジオなどで正確な情報をつかむ ※4～5分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 非難する時は徒歩、持ち物は最小限に抑える (自動車での避難は行わない事) ★ 避難する時、外出中の人がいたらメモを残す事 ★ 正しい情報を聞く (デマに流されない) ★ 障害(児)(者)の安全確保
<p>10分以上⇒5日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 水、食料は蓄えているもので賄う <ul style="list-style-type: none"> ・ 約3～5日間分の食料と生活必需品の備蓄をしておく ★ 災害情報・被害情報の収集 ★ 余震に注意をする

2. 風水害対策マニュアル

風水害対策は気象情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ★ ラジオ・テレビ・電話などで気象情報を正確につかむ ★ 台風などによる被害が予想される時や災害が発生した時は、市や消防署などが避難や災害の状況などに関する広報を行います。
屋外の点検	<ul style="list-style-type: none"> ★ 窓や雨戸・アンテナ・窓ガラスなどを必要に応じて補強する ★ 植木や小物など飛ばされやすものを取り込む ★ 床上浸水の恐れがある場合は、家財道具などを移動する
屋内の点検	<ul style="list-style-type: none"> ★ 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備する ★ 気象情報を注意深く聞く ★ 断水に備えて飲料水を確保する ★ 利用者を安全な場所へ移動させる
避難	<ul style="list-style-type: none"> ★ 火の始末、戸締りを確実にを行う ★ 家族全員で避難する（外出中の家族がいれば必ずメモに残す）

(1) 避難の目安

河川やその周辺

- ・ 川の水かさが急に増したり、流れが速くなっている
- ・ 川が「ゴーゴー」と音を立てて流れたり、川の中から「ゴロゴロ」と音がしている
- ・ 道路の側溝などから大量の水が溢れている
- ・ がけ地沿いの川の流れがひどく濁ったり、流れの中に流木や大きな石が混じっている
- ・ 水位観測所の水位が警戒水位を超えそうになっている

1時間の雨量と雨の降り方（目安）

時間の雨量	雨の降り方（目安）
8～15 ミリ	雨の降る音が聞こえる
15～20 ミリ	地面一面水溜り。雨音で話声が聞き取りにくい
20～30 ミリ	どしゃ降り。側溝がたちまちあふれる

30～50 ミリ	バケツをひっくり返したような雨
50 ミリ以上	滝のように降る

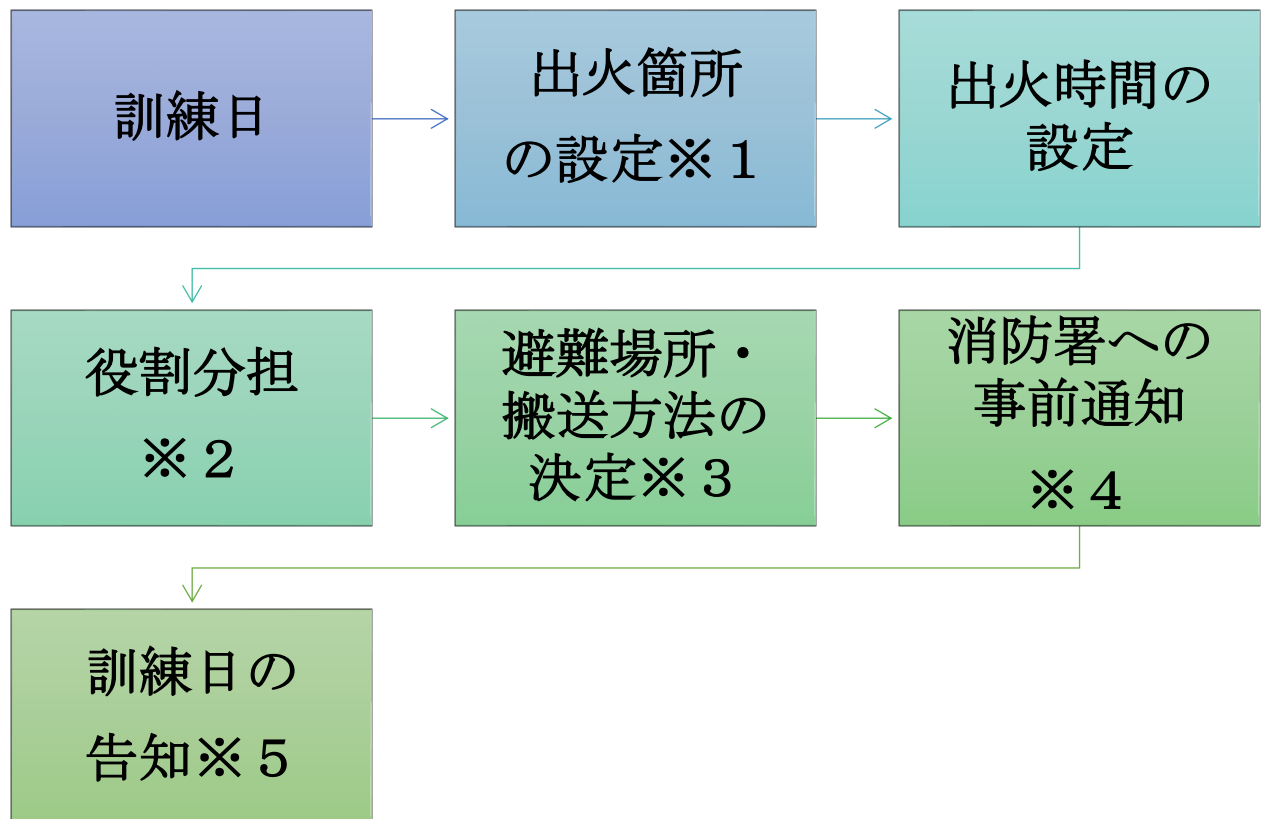
風と被害（目安）

時間の雨量	雨の降り方（目安）
10m／毎秒	傘がさせない
15m／毎秒	看板やトタン板が飛び始める
20m／毎秒	小枝が折れる
25m／毎秒	瓦などが飛び、テレビアンテナが倒れる
30m／毎秒	雨戸がはずれ、家が倒れることもある

3. 避難訓練計画について

当事業所では、避難訓練を年1回行うものとする。

<避難訓練計画の策定法>



※1 どこから出火したかを設定し、訓練時には目印をつける。

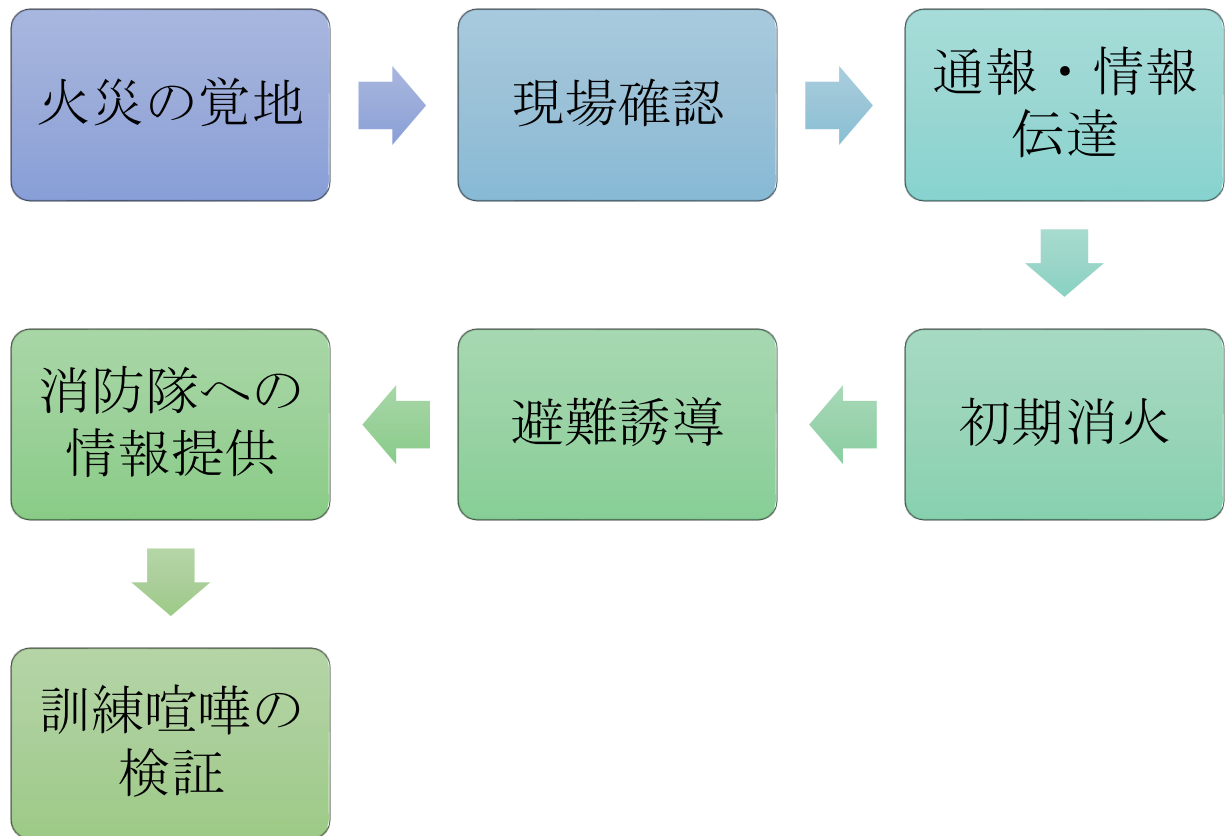
※2 訓練の指揮者、初期消火の担当を決める。

※3 最終的にどこに全員を避難させるか決める。自力で避難ができないものがない場合は、避難場所までの搬送方法も決める。

※4 必要であれば消防機関への事前通知を行う。

※5 従業員や、利用者に告知をし、近隣の方にも告知しておくなど本当の火災と間違わないようにする配慮すること。

避難訓練の流れについては以下のように行う。



4. 避難方法について

- ① 避難する時は原則として徒歩で避難すること。車を使うと渋滞を引き起こし、消防・救急活動などに支障をきたしてしまうし、渋滞に巻き込まれ避難が遅れる可能性がある。
- ② 普段歩いている道も混乱して、歩きにくくなっている可能性を考慮すること。携帯品は歩きやすいよう背負える範囲のものにとどめ、服装は活動しやすいものにしておくこと。
- ③ 最寄りの小・中学校などが避難所に指定されているため、そこに避難すること。また、さらに危険性がある場合は広域避難場所に避難する必要があるため、身の回りの避難所や広域避難場所を日ごろから確認しておくこと。

最寄りの避難所

大東市立諸福小学校

地震時

大東市立諸福小学校

部屋が危険と感じたら、近くの広い駐車場へ避難する

建物が壊れた場合や危険と感じた場合は諸福小学校へ避難

大雨・洪水時

大東市立諸福小学校

2階へ逃げれる時は2階へ、大津波の場合で危険と感じたら、諸福小学校へ

すぐ避難

5 通報について

① 通報

i 携帯電話による場合

勤務中に携帯電話を身に着けている場合は、火災を発見したら、直ちに119番通報を行う。

ii 火災通報装置による場合

- ・ ボタンをしっかりと押して、119番応答ランプが点滅したことを確認すること。
- ・ 消防からの確認のための呼び返しは、緊急時は必ずしも取る必要ありません。

② 通報要領

落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を正しくはっきりと知らせる。(分かる範囲でよい。)